

令和 8 年 第 2 回 定 例 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 1 日（月） 午前 9 時 0 0 分から
午前 9 時 1 5 分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 清水紀明、坂巻隆征、齋藤覚、原島克英
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和 8 年第 2 回定例委員会を開会する。

本日の議案は 6 件と報告事項となっている。議案第 2 1 号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第 2 3 号「直接請求に必要な有権者数について」の 3 議案は、関連するため一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第 2 1 号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和 8 年 6 月 1 日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は、男性 3 1, 0 7 6 名、女性 3 3, 6 1 4 名、合計 6 4, 6 9 0 名となっています。

前回、令和 8 年 3 月 1 日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性 3 1, 0 8 0 名、女性 3 3, 6 2 1 名 合計 6 4, 7 0 1 名でしたので、男性 4 名の減、女性 7 名の減、合計 1 1 名の減となっています。

3 月 1 日以降の登録者数は 9 6 9 名で、そのうち、新有権者（平成 2 0 年 3 月 3 日から平成 2 0 年 6 月 2 日生まで）の登録者数は男性 6 9 名、女性 8 2 名、合計 1 5 1 名となっています。

投票区別選挙人名簿登録者数は別紙のとおりです。

議案第 2 2 号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第 2 8 条の規定による抹消者は別紙のとおり 9 8 0 名となっています。

議案第 2 3 号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 1, 2 9 4 名、市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は 1 0, 7 8 2 名、地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 2 1, 5 6 4 名となっています。

○ 関委員長

何か質疑等ありますか。

○ 各委員

(質疑等なし)

○ 関委員長

議案第 21 号、22 号、23 号を原案のとおり可決する。

次に、議案第 24 号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第 26 号「在外選挙人名簿について」の 3 議案は、関連するので一括議題とする。事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第 24 号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和 8 年 3 月 1 日)以降に当市宛に男性 1 名、女性 1 名、合計 2 名の在外選挙人名簿登録申請及び出国時申請があり、登録申請については本籍地照会し、出国時申請については、海外居住確認を行い外務省の意見書をいただき登録資格を有しておりますので、本日付で在外選挙人名簿登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知します。

議案第 25 号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 前回以降に当市宛に国内に住所を有して 4 カ月経過した抹消対象者は、女性 2 名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知します。

議案第 26 号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回(令和 8 年 3 月登録日現在)の登録者数は 147 名で、男性 58 名、女性 89 名です。

3 月からの登録者は、男性 1 名、女性 1 名、計 2 名、前回定時登録日からの抹消者は女性 2 名であり、令和 8 年 6 月 1 日現在の在外選挙人名簿登録者は、147 名で、内訳は、男性 59 名、女性 88 名で、最終住所地による名簿登録者数は 112 名、本籍地による名簿登録者数は 35 名となります。

○ 関委員長

何か質疑等ありますか。

○ 各委員

(質疑等なし)

○ 関委員長

議案第 24 号、25 号、26 号を原案のとおり可決する。
事務局から報告事項はありますか。

○ **事務局**

(報告) 去る令和8年第1回3月定例会において、中川議員より「投票済証の活用」についてご意見をいただきましたので報告します。

議員からは投票済証のデザインを、くににゃんのイラスト入りのものにし
たり、くにPayのQRコードを掲載するなど投票済証を情報発信ツールと
して活用できないかとの提案がありました。

○ **関委員長**

何か補足説明はありますか。

○ **事務局**

(報告) 補足説明いたします。投票済証は投票の事実を証明するものであり、法的
根拠に基づくものではありません。発行の有無や運用については各選挙管理
委員会の判断に委ねられており、現在、国立市においても希望される方に対
し、投票済証を発行しています。

事務局としては、選挙期間中は短期間に膨大な作業が発生するため、これ
以上の事務負担は避けるべきものと考えています。現状では、投票済証の活
用は「啓発活動の範囲内」に留める運用が総合的な観点から適切であると思
えています。なお、回答としては、投票済証の新たな活用は考えていない旨
を答弁しています。今回、具体的なご意見をいただきましたので、念のため
委員の皆様にも情報を共有いたしました。

○ **関委員長**

補足説明が終わりました。何かありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

意見がないようなので事務局には引き続き他自治体などの情報収集等を
含め調査・研究を進めてもらえればと思います。

ほかに何かありますか。

○ **事務局**

(報告) 今後の予定ですが、令和8年第3回定例委員会は、9月1日(火)午前
9時となっていますので、別途お知らせいたします。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和8年第2回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和8年9月1日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委 員 大 橋 康 男

委 員 矢 野 き く 子